

（件名） 安定ヨウ素剤の配布範囲拡大を求める陳情について

現在30Km圏内に限られている，安定ヨウ素剤の配布範囲拡大のために，国に対して地方自治法に基づく意見書を提出して下さいますよう陳情いたします。

（陳情の趣旨）

今年7月には川内原発1号機が40年を超えて運転されることになっています。

2011年3月の福島第一原発事故後，新規規制基準の適合性審査を受けて，全国のトップを切って川内原発は再稼働しました。原子力規制委員会初代会長田中俊一氏は川内原発1，2号機の適合性審査書案についての記者会見（2014年7月16日）で「安全審査ではなくて，基準の適合性を審査した，ということです」「基準の適合性は見えていますけども，安全だっということは私は申し上げません」と話し，安全神話を強く戒めました。

今年1月1日，能登半島地震が発生し，40年超え運転を危惧する県民の不安はこれまで以上に高まっています。2011年の事故以降，安定ヨウ素剤を事前配布してほしいとの要望を受けて，30Km圏内では事前配布が実施されるようになりました。

福島第一原発事故では放射性物質が30Kmを超えて拡散し，避難を強いられました。万一の事故に備えて，安定ヨウ素剤の配布範囲拡大が必要です。

以上の趣旨から，次の事項について地方自治法第99条の規定による意見書を国に対して提出していただきますように陳情いたします。

記

一，30Km圏内に限られている安定ヨウ素剤の配布範囲を拡大すること。